

公の施設の点検結果

点検実施 令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市人権啓発センター	
② 施設種別	文教施設 【小分類】 その他（ 集会所・研修所 ）	
③ 担当課名	人権推進課	
④ 開設年月日	昭和58年3月10日	
⑤ 所在地	岡山市中区神下256-16	
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	526.01m ²
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建/279.99m ²
	建設費(単位:千円)	46,500
	施設内容	【建物内概要】 研修室、和室、図書・資料室、調理室、事務室 【主な業務】 人権教育・啓発における指導者養成、渋染一揆等の学習機会の提供、差別意識解消に向けた住民相互交流を目指す教育・文化活動、人権教育・啓発にかかわる教育上の課題解決事業

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし 【法令名】 第 条
② 設置条例	【条例名】 岡山市人権啓発センター条例
③ 条例に規定された設置目的	市民の人権意識の高揚及び同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発の指導者養成や市民の学習の場とするとともに、地域住民の教育・文化活動を促進するため。 *教育委員会が神下人権交流学習センターとして設置、平成21年度に人権推進課に所管替。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	○同和問題等人権課題の学習の場となること ○人権問題解決のための交流拠点であること ○施設を通して、地域住民の教育・文化活動を促進すること ○「渋染一揆資料館」見学者への渋染一揆研修（説明・案内）を実施するなど、人権教育及び啓発を促進する研修施設であること
⑤ 設置目的の達成状況	地域住民相互の交流となる講座（書道・生け花）や文化祭などのイベントの実施により、広く市民に利用されている。また、年間を通じて、市内外の多くの各種団体より「渋染一揆研修」の申込を受け、研修を行っている。

3 施設の管理運営形態と利用状態(人権啓発センター・資料館)

① 現在の管理運営形態		直営			
② 開館日		日曜日、祝日、第2・4土曜日、年末年始を除く日 (ただし、第2・4土曜日の翌日の日曜日は開館)			
③ 開館時間		10:00～17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	1,532人			
	令和2年度	313人			
	令和3年度	378人			
⑤ 主な利用者		市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		個別施設計画に基づき、令和8年度以降に大規模改修を実施していく。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】(人権啓発センター・資料館)

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	運営委託料	579	332	330	414
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
	小計		579	332	330	414
	直接経費	事業運営費	1,360	935	1,172	1,156
		光熱水費	440	358	364	387
		小計	1,800	1,293	1,536	1,543
支出合計		2,379	1,625	1,866	1,957	
収支差額		-2,379	-1,625	-1,866	-1,957	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	事業費					
その他						
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし(新耐震基準に基づき建設)
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上防水シート、外壁修繕等 ※令和8年度以降に大規模改修予定

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>人権教育・啓発に係る指導者養成や市民が学習する拠点施設であるとともに、近隣の渋染一揆資料館に関する県内外見学者などの歴史学習・研修の場としても活用しており、今後も必要な施設である。</p>						
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>直営</p> <p>当該施設は、市が直接、人権教育・啓発を実施する学習・研修施設である。 また、近隣の渋染一揆資料館と一体的に運営することが必要な特殊性もある 以上のことから、市が直営により運営することとしている。</p>						
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <table border="1" data-bbox="225 842 719 1055"> <tr> <td data-bbox="225 842 421 969">非公募の場合</td> <td data-bbox="421 842 719 969">非公募とする理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="421 969 719 1010">根拠規定</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="421 1010 719 1055">指定管理者の候補者名</td> </tr> </table>	非公募の場合	非公募とする理由		根拠規定		指定管理者の候補者名	
非公募の場合	非公募とする理由						
	根拠規定						
	指定管理者の候補者名						
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)</p>						